2023 年 12 月 15 日 株式会社証券保管振替機構

#### 1. 改正趣旨

当社は、2024 年 1 月から実施される新 NISA 等、政府主導による貯蓄から投資への積極的な 移行を目的とする施策が推進されている昨今の環境等を踏まえ、株式等振替制度及び社債等振 替制度に係る手数料に関する規則等の一部改正を行う。

## 2. 改正概要

- (1) 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正
  - ①口座管理手数料(口座残高比例部分)

ETF 等 (振替投資信託受益権及び振替受益権) について、500 万口超の部分に適用する料率を現行の 0.02 円/口から 0.01 円/口に引き下げる。

			改正前	改正後
振替投資信託受益権	月平均口座残高について	500 万口超の部分	0.02円	0.01円
振替受益権	1口につき月額			

#### ②口座管理手数料(加入者口座数比例部分)

口座管理手数料(加入者口座数比例部分)の料率について、下表のとおり引き下げる。

		改正前	改正後
月平均加入者口座数について 1口座につき月額	10 万口座以下の部分	4 円	3.6円
	10 万口座超 100 万口座以下の部分	3 円	2.7円
	100 万口座超 500 万口座以下の部分	2 円	1.8円
	500 万口座超の部分	2 円	0.9円

## (2) 社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正

①投資信託受益権の新規記録手数料(総発行残高管理手数料)

投資信託受益権の新規記録手数料(総発行残高管理手数料)について、10億円以下の部分に適用する料率を現行の万分の0.19円から万分の0.17円に引下げる。

		改正前	改正後
	(1)10億円以下の部分	万分の 0.19 円	万分の 0.17 円
	(2)10 億円超 50 億円以	(1)の料率の	(1)の料率の
銘柄ごとの月中平均総発行	下の部分	80%	80%
残高について	(3)50 億円超 100 億円	(1)の料率の	(1)の料率の
1円につき(年換算)	以下の部分	60%	60%
	(4)100 億円超 500 億円	(1)の料率の	(1)の料率の
	以下の部分	40%	40%

(5)500 億円超 1000 億	(1)の料率の	(1)の料率の
円以下の部分	20%	20%
(6)1000 億円超 5000 億	(1)の料率の	(1)の料率の
円以下の部分	10%	10%
(7)5000億円超1兆円	(1)の料率の	(1)の料率の
以下の部分	5%	5%
(8)1 兆円超の部分	(1)の料率の	(1)の料率の
	2.5%	2.5%

# ②投資信託受益権の口座残高管理手数料

投資信託受益権の口座残高管理手数料について、500 億円以下の部分に適用する料率を 現行の万分の 0.065 円から万分の 0.06 円に引き下げる。

		改正前	改正後
	(1)500 億円以下の部分	万分の 0.065 円	万分の 0.06 円
	(2)500 億円超 1000 億	(1)の料率の	(1)の料率の
	円以下の部分	80%	80%
	(3)1000 億円超 3000 億	(1)の料率の	(1)の料率の
	円以下の部分	60%	60%
	(4)3000億円超1兆円	(1)の料率の	(1)の料率の
機構加入者ごとの月中平均	以下の部分	40%	40%
口座残高について	(5)1 兆円超3兆円以下	(1)の料率の	(1)の料率の
1円につき(年換算)	の部分	20%	20%
	(6)3兆円超6兆円以下	(1)の料率の	(1)の料率の
	の部分	10%	10%
	(7)6 兆円超 10 兆円以	(1)の料率の	(1)の料率の
	下の部分	5%	5%
	(8)10 兆円超の部分	(1)の料率の	(1)の料率の
		2.5%	2.5%

(3) 大幅な株式分割等が行われた銘柄に関する株式等振替制度に係る手数料に関する規則の特例の一部改正

振替株式に加え、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権についても当該特例の適用対象とする。

# 3. 施行日

2024年1月4日から施行する。ただし、2. (3) については、2023年7月11日以降の手数 料の計算について適用する。

以上